

国民年金保険料は社会保険料控除の対象です

平成27年分の所得税、平成28年度の町県民税の申告では、平成27年中に納めた国民年金保険料の全額が、社会保険料控除の対象となります。過去の年度分や追納した保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族の負担すべき国民年金保険料を納付した場合も合わせて控除が受けられます。

国民年金保険料控除証明書が発行されます ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、国民年金保険料控除証明書を添付する必要があります。1月から9月までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料控除証明書(国民年金保険料控除証明書)」が郵送されます。

なお、10月から12月までの間にはじめて国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に郵送されます。

◆問い合わせ

ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555(ナビダイヤル)

050から始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1144

※自動音声案内に従って「3」を選択してください。

受付期間 11月2日(月)～平成28年3月15日(火) 月～金曜日：午前9時～午後7時 第2土曜日：午前9時～午後5時
※祝日(第2土曜日を除く)と、12月29日(火)～平成28年1月3日(日)はご利用いただけません。



◆問い合わせ
千葉年金事務所
☎043(242)6320
佐原年金事務所
☎0478(54)1442

**11月はねんきん月間
11(い)月30(みらい)日は
年金の日**

この機会に、未来の生活設計について考えてみませんか。

ねんきんネットでこれまでの年金記録、これからの年金見込額を簡単に確認することができまので、ご利用ください。

詳しくは、日本年金機構のホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)を確認いただくか、年金事務所へお問い合わせください。

平成28年度から 住民税の特別徴収を徹底します

千葉県内全市町村では、一定の例外を除き、原則全ての事業主に平成28年度から個人住民税の特別徴収(給与天引き)を実施していただきます。

特別徴収を実施していない事業主には、11月末日までに各市町村から指定予告通知書が郵送されますので、準備をお願いします。

●特別徴収

給与の支払者(事業主)が、従業員(パート・アルバイト含む)に支払う毎月の給与から個人住民税を天引きし、従業員の居住する市町村に納入していただく制度で、法律により義務付けられています。

従業員にとっても、納付回数が増えるため、1回当たりの納付額が少なくなるほか、金融機関等で納付する必要がないので納め忘れがなくなるなど大変便利です。

◆問い合わせ

◎特別徴収の制度のこと

千葉県総務部税務課 ☎043-223-3098

千葉県総務部市町村課 ☎043-223-2133

◎特別徴収の手続きのこと

税務課課税班 ☎84-1212

自動車税の滞納は見逃しません!

千葉県では、自動車税の未納額の縮減のため、11月から平成28年3月までを滞納整理強化期間とし、給与・預金・自動車などの差押えをさらに強化しますので、自動車税が未納の場合は、至急納付してください。



差押え自動車のひきあげ例

◆問い合わせ

東金県税事務所 ☎0475-54-0223

千葉県総務部税務課 ☎043-223-2127